国(厚生労働省)の施策

2022年度 両立支援等助成金のご案内

職業生活と家庭生活が両立できる"職場環境づくり"のために、以下の取組を支援します!!

職業生活と 家庭生活の 両立支援

男性の育児休業取得を促進! 1.出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)

仕事と介護の両立支援!

▲ 2.介護離職防止支援コース

仕事と育児の両立支援!

▲ 3. 育児休業等支援コース

出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)

中小企業事業主のみ対象

男性労働者が育児休業を取得しやすい 雇用環境整備や業務体制整備を行い、 育児休業を取得した男性労働者が生じた 事業主に支給します。

※ 支給額 <> 内は、生産性要件を満たした場合の 支給額。

		支給額
(1)	第1種	20万円
	代替要員加算	20万円 (代替要員を3人以上確保した場合には45万円)
2	第2種	1事業年度以内に30%以上上昇した場合:60万円<75万円> 2事業年度以内に30%以上上昇した場合:40万円<65万円> 3事業年度以内に30%以上上昇した場合:20万円<35万円>

護離職防止支援コース

中小企業事業主のみ対象

「介護支援プラン」を作成し、プランに 沿って労働者の円滑な介護休業の取得・ 職場復帰に取り組み、介護休業を取得し た労働者が生じた、または介護のための 柔軟な就労形態の制度(介護両立支援 制度)の利用者が生じた中小企業事業主 に支給します。

		支給額
A 办器从坐	休業取得時	28.5万円<36万円>
A 介護休業	職場復帰時	28.5万円<36万円>
B 介護両立支援制度		28.5万円<36万円>
C 新型コロナウイルス感染症対応特例		5日以上10日未満20万円/10日以上35万円
		※A~Cいずれも1事業主1年度5人まで支給。

育児休業等支援コース

中小企業事業主のみ対象

I 育休取得時·職場復帰時

「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに 沿って労働者の円滑な育児休業の取得・職場 復帰に取り組み、育児休業を取得した労働者 が生じた中小企業事業主に支給します。

休取得時を A 休業取	※職場復帰時は、育休取得時を
合申請不可。 B 職場復知	受給していない場合申請不可。

	支給額
A 休業取得時	28.5万円<36万円>
B職場復帰時	28.5万円<36万円>

※A・Bとも1事業主2人まで支給 (無期雇用労働者1人、有期雇用労働者1人)

育児休業取得者の業務を代替する労働者を確	
月元孙未以行石の未伤で八百りるカ側石で唯	
クレー かっ 本日 仕 衆取 須 老 ま 丙 酔 祭 に 復 闾 と	
保し、かつ育児休業取得者を原職等に復帰さ	
11 L L I A W + W - L - + W I L - L - L	
せた由小企業重業主に支給します.	

	支給額
A 新規雇用	47.5万円<60万円>
B 手当支給等	10万円<12万円>
有期雇用労働者加算 ※育児休業取得者が有期雇用労働者の場合に加算	9.5万円<12万円>
※1事業主当たりA・B合わせて1年度10人まで支給 (5年間)	

Ⅲ 職場復帰後支援

Ⅱ 業務代替支援

育児休業から復帰後、仕事と育児の両立が特 に困難な時期にある労働者のため、以下の制 度導入などの支援に取り組み、利用者が生じた 中小企業事業主に支給します。

育児·介護休業法を上回る「A:子の看護休暇 制度(有給、時間単位)」または「B:保育サー ビス費用補助制度」を導入していること

	支給額
制度導入時	28.5万円<36万円>
制度利用時	A:子の看護休暇制度1,000円<1,200円>×時間 B:保育サービス費用補助制度実費の2/3

※制度導入については、AまたはBの制度導入時いずれか1回のみの支給。制度導入のみの申請は不可。 ※制度利用は、最初の申請日から3年以内5人まで支給。

1事業主当たりの上限は、A:200時間<240時間>、B:20万円<24万円>まで。

お問合わせ先

宮崎労働局雇用環境・均等室 電話番号:0985-38-8821

働き方改革についての相談窓口、専門家派遣・出張相談、働き方改革セミナー等

みやざき働き方改革推進支援センター

月曜日~金曜日(休日:土・日・祝日・年末年始)9:00~17:00 宮崎市橘通東2丁目9-14トライスター本町通りビル302 FAX.0985-27-1871 E-mail hk45@mb.langate.co.jp

宮崎県の施策

あなたの会社も

「仕事と生活の両立応援宣言」

しませんか?

宮崎県では、「仕事と生活の両立応援宣言」 企業を募集しています!

「仕事と生活の両立応援宣言」とは

企業・事業所のトップの方から、従業員が仕事と生活の 両立ができるような、「働きやすい職場づくり」の取組を 宣言してもらう制度です。県では、宣言企業・事業所を 登録し、宣言書を交付します。

- ※宮崎県内に事業所がある、全ての企業・事業所から 募集します。
- ※事業所規模は問いません。



日南地区

139件

表が社は、経業員が位率と包括の規立ができるように、 「着ませずい機場づくです。も目指し、は下の数組を行う ことを確認します。 機関同士の相互権解を認め、実践を大切にできる番 あかすい機能を目的します 小学和数学者のアドルがいる従業所には、機能によ 労働機制数を指案することができるようにします ********************** 食輪祭は、住事と生医の何女を応援します。 品 岩崎県

仕事と生活の両立応接宣言書

宣言に取り組むと…

1 職場の活性化につながります!

働きやすい職場になることで従業員のやる気が高まります。これにより、優秀な人材の 確保・定着を図ることができます。

2 イメージアップできます!

県のホームページや刊行物などで広く紹介します。ホームページでは会社のホームペー ジへのリンクも設定できるので、会社のアピール、イメージアップにつながります。

3 次世代法に基づく行動計画の公表先として活用できます!

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の公表もあわせて行うこと ができます。

●問合せが増え、会社のアピールになっているの

登録企業・事業所の声

- ●新規採用の際、働きやす、服場として紹介できるように
- ●子どもや家庭の事などの相談ができるようになり、お互 い理解し合えるようになったため、仕事のフォローもスムー ズになったo
- ●宣言したことで事業所側も積極的に年次有給休暇の取得を促すような雰囲気になった。
- ●年次有給休暇の計画的な取得や/-残業に努める 日が定着してきた。また、非効率な仕事を見直す意識も高
- ●子どもに合わせて仕事を休む事ができ、仕事と家庭を両 立しやす、環境になったと感じている。

●登録方法

下記お問合せ先へお電話いただければ申込書を郵送いたします。宣言登録申込書を、下記お問合せ先へEメール又は 郵送・FAXでご提出ください。申込書はホームページからもダウンロードできます。

宣言企業についての詳細は、県庁ホームページをご覧ください!

宮崎県 仕事と生活の両立 検索 素

お申込み・ お問合わせ先

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課労政福祉担当

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号(県庁8号館3階) 電話番号:0985-26-7106 メールアドレス:koyorodoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp

21



20